

指定障害福祉サービス（移動支援）
重要事項説明書

トーリツ訪問介護 お花茶屋

〒124-0003

東京都葛飾区堀切3-26-1

電話 03-6657-6520

FAX 03-6657-7061

重要事項説明書

< 令和 年 月 日現在 >

当事業所は利用者様に対して、移動支援サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	株式会社 トーリツ
所在地	東京都葛飾区東新小岩7-2-12
代表者名	代表取締役 鈴木 恵里子
電話番号	電話 03-3691-8869
設立年月日	昭和62年9月1日設立

2. 本事業所の概要

事業所名	トーリツ訪問介護 お花茶屋
所在地	東京都葛飾区堀切3-26-1
連絡先	電話 03-6657-6520 FAX 03-6657-7061
東京都指定事業者番号	移動支援 1312201542号（平成24年9月1日指定）
事業所が行っている 他障害福祉サービス	重度訪問介護 1312201542号（平成24年9月1日指定） 居宅介護 1312201542号（平成24年9月1日指定）
営業日、営業時間	・月曜日～土曜日（祝日も営業） *日曜、年末年始（12月31日～1月3日）を除く ・午前 8時 30分～午後 5時 30分 ・電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
サービス提供日	365日
サービス提供地域	葛飾区
事業の目的及び運営方針	(1) 屋外での移動が困難なお客様について、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、お客様の地域における自立生活及び社会参加を促すよう努めます。 (2) 人間的なふれあいを大切にしながら利用者様の心身の特性を把握し、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活上の援助を行います。 (3) 事業の実施にあたっては、利用者様及びご家族の意向を踏まえ、行政、保健、医療、福祉の各機関との連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。 (4) 昭和61年に創業以来、葛飾区、江戸川区を中心とした地域密着型の在宅介護サービスを提供してきた経験を生かし、利用者様のご希望に沿った適正なサービスを提供致します。

3. 同事業所の職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	名
居宅介護員	介護福祉士 名（常勤 名 非常勤 名）
	介護職員初任者研修修了者 名（常勤 名 非常勤 名）
事務員	1名

4. 主たる対象者

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

5. 提供するサービスの内容

移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動介護
------	--

6. 利用料金

(1) 利用料金

サービスの種類	利用時間	利用料金
移動支援	葛飾区が定める利用上限時間数に限る	無料

(2) 加算

①以下の加算は、要件を満たした場合にはいずれも加算されます。

初回加算	新規に居宅介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護等を行う場合又は他の居宅介護員等が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合、2, 216円（月）加算されます。
緊急時対応加算	利用者様やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、サービス提供責任者又はその他の居宅介護員等が居宅介護計画にない居宅介護等を行った場合、1月に2回を限度として、1, 108円（回）加算されます。
利用者負担上限額管理加算	利用者様の負担額の上限管理を行った場合、月1回を限度として1, 662円（月）加算されます。

②以下の加算は次の要件を満たしている場合にいずれか一つのみ適用されます。

特定事業所加算（Ⅰ）	〔体制要件〕〔人材要件(1)及び(2)〕〔重度障害者対応要件〕のいずれにも適合する場合、所定単位の20%が加算。
特定事業所加算（Ⅱ）	〔体制要件〕〔人材要件(1)又は(2)〕のいずれにも適合する場合、所定単位数の10%が加算。
特定事業所加算（Ⅲ）	〔体制要件〕〔重度障害者対応要件〕のいずれにも適合する場合、所定単位数の10%が加算。
体制要件	<p>①すべての居宅介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>②サービス提供に当たっての情報、留意事項等の伝達又は居宅介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>③サービス提供責任者が、サービス提供に当たり情報、留意事項等を文章などの確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。</p> <p>④すべての居宅介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。</p> <p>⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>⑥新規に採用した居宅介護員等に対し、経験豊富な居宅介護員等の同行による研修を実施していること。</p>
人材要件	<p>(1) 居宅介護員等の総数のうち、</p> <p>①介護福祉士が30%以上である。</p> <p>②介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級居宅介護職員の合計が50%以上である。</p> <p>③前年度又は前3月間に居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護員等によるサービス提供時間の占める割合が40%以上である。</p> <p>上記①～③のうちいずれかの要件をみたすこと。</p> <p>(2) サービス提供責任者が</p> <p>①3年以上の実務経験を有する介護福祉士である。</p> <p>②5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者である。</p> <p>③5年以上の実務経験を有する1級課程修了者である。</p> <p>上記①～③のうち、いずれかの要件をみたすこと</p>

重度障害者 対応要件	前年度又は前3月の利用者のうち、障害過程度区分5以上である利用者及び喀痰吸引等を必要とする利用者の割合が30%以上であること。
---------------	---

③通常時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は以下の割合で基本料金に割増料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算	25%	25%	50%

- ※ サービス利用料金は、利用した月ごとに単位数を合算し定められた単価を乗じたものとします。
- ※ 利用者様の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者様負担額が変わることもありますので、予め事業者までご連絡ください。
- ※ 事業者が利用者様に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者様に通知します。

(3) その他

交通費	<p>①居宅介護員等が利用者様の居宅を訪問する際にかかる交通費については、通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は事業所から路上直線距離を基準とした交通費を算出し、その金額は利用者様の実費負担となります。又、やむを得ず公共交通機関を利用して訪問した場合も利用者様の実費負担となります。</p> <p>②通院・外出介助等のサービスを利用する際にかかる利用者様並びに居宅介護員等の交通費は、利用者様の実費負担となります。</p>	
キャンセル料	<p>①利用者様のご都合によりサービスの利用を中止する際には、速やかにサービス提供事業所までご連絡下さい。</p> <p>②サービスの中止を申し出た場合は下記のキャンセル料が発生します。但し、利用者様の病変等やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生しません。</p>	
	サービス提供日の前日17時30分までにサービス中止のご連絡があった場合	無 料
	サービス提供日の前日17時30分までにサービス中止のご連絡がなかった場合	1,100円(税込)
その他の費用	サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等及び消耗品の費用は、利用者様のご負担となります。	

7. 利用料等のお支払い方法

当月料金の合計額の請求書を翌月の17日までに送付します。利用者様は請求書が届いた月の末日までに、ゆうちょ銀行振込もしくはゆうちょ銀行自動引落によりお支払いいただきます。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画等を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。但し、引き続き支給決定を受け、利用者様から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ サービスの提供にあたっては、適切なサービスを提供する為に、利用者様の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの利用終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合は、サービス終了希望日の1ヶ月前までに文書でお申し出下さい。又、利用者様の病変等やむを得ない事情がある場合は速やかにご通知下さい。直ちにサービスを終了させる事ができます。
- ② 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様及びそのご家族に

対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、及び事業者が破産した場合、利用者様は直ちにサービスを終了することが出来ます。

- ③ 利用者様がサービス利用料金を2ヶ月分以上滞納し、更にその料金をお支払いいただく様に催告したにも拘らず、お支払いいただけない場合、及び利用者様及びそのご家族が事業所や事業者の居宅介護員等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為、並びに暴力・暴言又は性的な嫌がらせ等の迷惑行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ④ 事業所の人員不足等やむを得ない事情がある場合は、サービス終了日の1ヶ月前に文書で通知し、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
 - ⑤ 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - (イ) 利用者が長期（6ヵ月以上）にわたり医療機関等に入院、又は施設に入所した場合
 - (ロ) 利用者様が介護給付費等の受給資格を取り下げられた場合
 - (ハ) 利用者様が介護給付費支給期間終了に伴い更新申請しない又は出来ない場合（所定の期間の経過をもって終了します）
 - (ニ) 利用者様がお亡くなりになった場合
 - (ホ) 事業者が指定障害福祉サービス事業者でなくなった場合
 - ⑥ 天変地異・爆発・破裂・戦争等の災害によりサービスの実施が出来なくなった場合は、事業者は利用者様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。
- ※ ①～⑥の場合であっても利用者様は、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

9. 緊急時の対応

現にサービス提供中に利用者様の状態に万が一急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師、救急隊、ご家族等へ連絡し必要な措置を講じます。但し、救急隊の要請に関し、利用者様のご希望等を考慮し、事前に別途手続きを頂きます。又、居宅介護員等の緊急車両への同乗等は、介護給付費等の適用外となります。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項に留意して下さい。

- (1) 利用者様の担当となる居宅介護員等の選任及び変更は、利用者様に円滑かつ最善、最良のサービスを提供する為、事業者が行います。これにより利用者様が居宅介護員等を指名することはできませんのでご了承下さい。
- (2) 居宅介護員等は、法令上利用者様に対してのみサービスを提供する事とされています。ご家族の方に対してサービスを行うことは出来ませんのでご了承ください。
- (3) 居宅介護員等に対する贈り物や飲食等のもてなしを受けることはご遠慮させていただいております。
- (4) 居宅介護員等は、医療行為を行うことは出来ません。
- (5) 居宅介護員等は、サービス提供を行う為の買い物等必要な場合を除き現金をお預かりすることは出来ません。
- (6) 居宅介護員等は、預金通帳、印鑑、その他有価証券等をお預かりすることは出来ません。
- (7) 居宅介護員等は、サービス提供中の飲酒及び喫煙、利用者様又は介護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動等その他の迷惑行為を致しません。
- (8) 居宅介護員等は、サービス提供中のプラン変更は出来ません。但し、サービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分配慮いたします。又、サービス内容変更のご要望がございましたらすぐにご連絡下さい。

11. サービスに関する相談・要望・苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等については下記の窓口にて対応いたします。又、苦情については真摯に受け止め、誠心誠意問題の解決に臨み、その内容は記録保存し、常に事業者として資質の向上に努めます。

(事業所相談、要望、苦情等窓口)

氏 名	福田 友紀子
事業所名	トーリツ訪問介護 お花茶屋
電話番号	03-6657-6520

※ 窓口対応基本手順

①相談・要望・苦情等の受付→②問題内容の確認→③担当責任者への報告→④原因追求及び究明→⑤問題解決に向けた対応の実施→⑥再発防止及び改善措置→⑦利用者様への報告→⑧記録の作成、保管及び責任者への報告

(その他、区市町村他の相談・苦情窓口)

各 区 市 町 村	葛飾区福祉サービス苦情調整委員会
	03-3695-1111 (月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)
東京都社会福祉協議会	福祉サービス運営適正化委員会事務局
	03-5283-7020 (月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

1 2. 事故発生時の対応

事業者は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、葛飾区や利用者様のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。又、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

1 3. 事故再発防止

事業者は、万が一事故が発生した後、その事故の起こった要因を充分検討し原因の解明を全力で行い、再発防止に努めます。

1 4. 虐待防止責任者

事業者は、虐待防止の責任主体を明確にするため、事業所に虐待防止責任者を配置します。

2 虐待防止責任者は管理者があたるものとします。

以上、移動支援サービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明致しました。尚、本書は契約締結の際、契約書と一体となる事をご了承下さい。

令和 年 月 日

説明者から移動支援サービスの重要事項の内容について説明を受けました。

< 利用者様 > 住 所 _____

氏 名 _____

代理人(代筆者) 住 所 _____

氏 名 _____

< 事 業 所 > 住 所 東京都葛飾区堀切 3 - 2 6 - 1

事業所名 トーリツ訪問介護 お花茶屋

管理者 福田 友紀子

説明者 _____

(令和6年6月改正)